平成２２年（フ）第１００８号
札幌市手稲区新発寒７条10丁目10番24号
債務者　菅野美代子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０１５号
札幌市清田区清田４条２丁目10番２―407号
債務者　川村のぞみ（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０２０号
札幌市西区発寒10条11丁目１番45―808号
債務者　藤原　直江
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０３３号
札幌市中央区宮の森３条３丁目２番８―302号
債務者　阿部　　満
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０３８号
札幌市豊平区美園２条２丁目３番28号　二条ハイム306号
債務者　近藤　和博
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０４６号
札幌市北区篠路８条７丁目４番20―814号
債務者　菩提寺久美
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１０１号
札幌市中央区南13条西11丁目１番８号　フラットウィステリア210号
債務者　柏木　　孝
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１１６号
札幌市北区百合が原９丁目15番１―502号
債務者　古畑　茂子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１２６号
札幌市北区屯田５条４丁目７番29号
債務者　安永由美子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１９７号
札幌市北区北37条西３丁目３番18号　麻生ストークマンション103号
債務者　松木　　徹
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７７号
宮城県大崎市古川大宮２丁目５番21号、従前の住所宮城県大崎市古川字上古川291番地４
債務者　渋谷　エミ
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第７８号
宮城県大崎市鹿島台木間塚字福芦359番地２県営福芦住宅143号
債務者　阿部　善治
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１３０号
群馬県高崎市金井淵町129番地１
債務者　櫻井　貴恵
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２１０号
埼玉県川越市的場479―１　Ａ―201、住民票上の住所埼玉県川越市大字的場465番地９
債務者　志村　厚子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２２５号
埼玉県日高市大字高萩1727番地５
債務者　百瀬　政美
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２２６号
埼玉県狭山市富士見２丁目１番１号　誠友荘203号、住民票上の住所埼玉県狭山市富士見２丁目１番１号　誠友荘23号
債務者　箕輪　保治
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３２５号
埼玉県所沢市大字下安松403番地の１　メゾンエクセル101
債務者　大澤　　隆
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９８０号
名古屋市昭和区御器所３丁目18番29号　ガーデニア荒畑１Ａ号
債務者　冨田　清司
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部